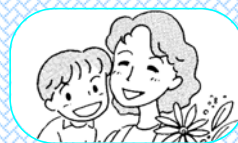


CSR (企業の社会的責任) コンプライアンス (法令遵守) 尊重の時代に

東芝は



どうして 差別をやめないの？

10月25日、神奈川県労働委員会は「組合活動による差別は許せない」という労働者の訴えを認めて東芝に差別是正を命じる3度目の命令をだしました。

「東芝が、元公安警察官(秘密警察官)を雇って職場内に秘密組織・東芝扇会をつくって組合に支配介入し、自主的に活動してきた人たちを差別してきたのは、労働組合法に違反する不当労働行為」と断罪されたのです。ところが東芝は、労働委員会命令を無視して差別の是正と償いを先延ばしにし、労働者の要求や権利をおさえ続けようとしています。

働く者の権利を守る法律を 東芝は 労働委員会命令を守れ

日本はヨーロッパ諸国から「ルールなき資本主義国」と言われています。それは、会社が労働基準法や労働組合法、派遣法などの法律を守らないことが多すぎるからです。東芝が労働委員会命令を履行するのは、労働組合法で決められた義務なのです。

いま財界と自民党政府は、「規制緩和」を名目にして「残業代を支払わない法律」「違法派遣や偽装請負を合法化する法律」「解雇を自由化する法律」を国会に出そうとしています。

東芝差別是正争議とは

- 1988年 労働運動を強める東芝の会を結成し組合活動と差別是正に取り組む。
- 1995年 東芝の職場を明るくする会の10名が第1次神奈川県労働委員会申立て
- 2001年 地労委で全面勝利命令を勝ちとる
- 2003年 9名が第2次地労委申立て
- 2004年 中労委で全面勝利命令を勝ち取る
- 2005年 東芝争議支援共闘会議結成
全面一括解決を要求し100名が社長申入れ
- 2006年10月 第2次申立てで3連続の勝利命令



人権を守り差別のない職場でこそ 良い製品が
(一日も早い解決を訴えて 06年11月 ヨドバシ前)

一日も早く 全面一括解決を 実現するために ご支援を

東芝では、談合や原発データ改ざん事件、偽装請負などの不祥事が続発しています。東芝の西田社長は従業員に「法令遵守やCSR尊重」を指示しています。それなら、まず社長自身が労働組法を守り2001年から3回も出されている労働委員会命令を履行して争議解決を決断すべきではないでしょうか。

東芝の職場では、差別是正申立人と約100名の仲間が団結し「これ以上、人権侵害・差別を許してはおけない」と決意して、東芝争議の一日も早い解決をめざし、全労連をはじめとする全国の労働組合と民主団体の支援を受けて頑張っています。

みなさんの大きなご支援をお願いします。

(詳細は、下記HPをごらん下さい)

東芝の職場を明るくする会ホームページ
39万アクセス突破!

検索のキーワードは「東芝の職場」

<http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb>

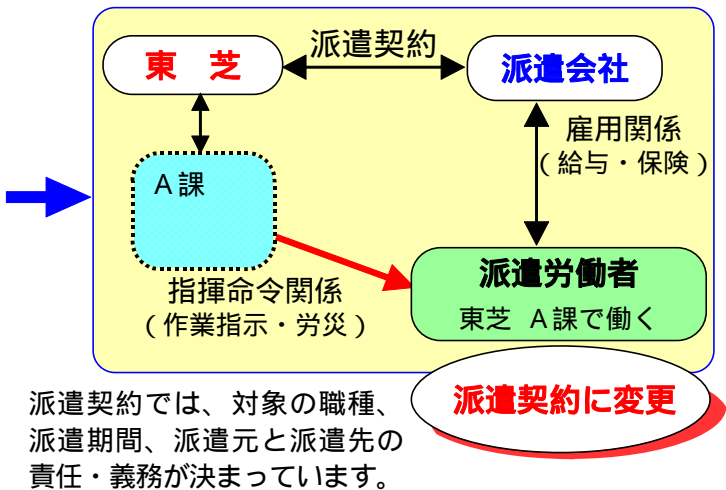
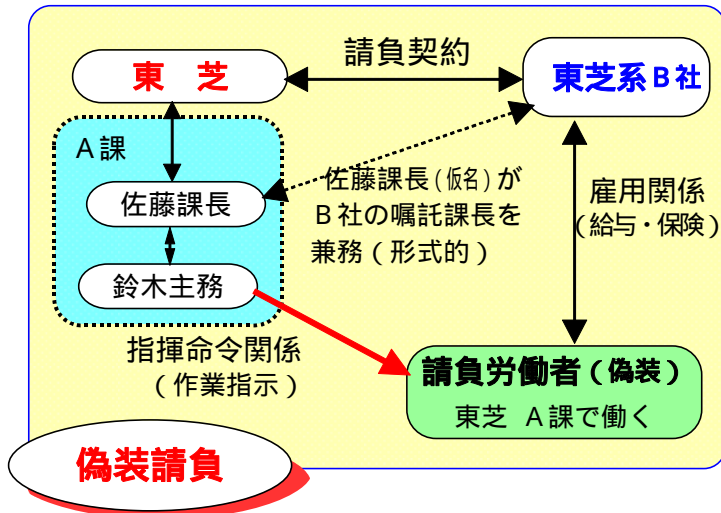
東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会 2006年 12月

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

偽装請負 違法派遣 不当解雇 あきらめずに相談し たたかって要求を実現しよう

東芝の職場を明るくする会 是正を求めた偽装請負

東芝が 偽装請負を派遣労働に変更



派遣契約では、対象の職種、派遣期間、派遣元と派遣先の責任・義務が決まっています。

東芝では、上図のように佐藤課長（仮名）をB社の嘱託課長としてB社からの請負労働者を指揮命令する形式をつくって実態は派遣労働（偽装請負）させていました。東芝の職場を明るくする会は、日本共産党国会議員団の援助を得て厚生労働省・労働局へ是正指導を繰り返し要請してきました。

東芝は、偽装請負によって労災保険、厚生年金保険、安全衛生管理の責任等を下請け会社に押しつけコストを切り下げていたのです。

派遣契約に切り替えた後は、派遣先である東芝の責任がハッキリ決められており、派遣期間が1年（職種により3年、専門26業種は無期限）をこえる場合は、正社員として雇用する義務があります。

ガマンできない **派遣や請負だからと
同じ仕事で大きな格差**

いま、財界は、派遣期間を無制限にするなど派遣法の改悪をねらって自民党や民主党に働きかけています。専門26業種を拡大解釈して派遣法を骨抜きにしようとしています。不安定雇用は新たな差別をつくり出し、労働者全体の労働条件を引き下げます。
あきらめずに相談し、要求を実現しましょう。

東芝深谷工場の女性技術者 重光さんの解雇撤回裁判にご支援を

重光由美さんは、一般に労災と認められるような5ヶ月間で平均8.5時間以上の長時間残業を繰り返すなかで「うつ病」になりました。当時は、重光さんと同じ業務に従事した同僚が、半年間に2名も自殺するという状況でした。

しかし会社は、うつ病を労災と認めずに、さらに過重なお仕事をおつけ、病状が悪化し休職に追い込まれたのです。重光さんは労災申請しましたが、東芝は休職期間満了を理由に、2004年に解雇しました。

解雇無効と損害賠償を求める裁判に、みなさんのご支援をお願いします。

（詳細は、会のHPを参照して下さい。リンク有り）

雇用・不払い残業・労災・職業病の相談は
個人加入の労働組合・電機ユニオン
全労連と最寄りの地域労連へ

電機ユニオン：03-3455-6006

全労連：0120-378-060

東芝の職場を明るくする会 労働運動を強める東芝の会 2006年12月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225安伸ビル Tel & Fax 044-533-1408